

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
案

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例
札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）の一部
を次のように改正する。

- (1) 第49条の5を第49条の6とする。
- (2) 第49条の4中「別表6」を「別表7」に改め、同条を第49条の5とする。
- (3) 第49条の3中「別表5」を「別表6」に改め、同条を第49条の4とし、
第49条の2の次に次の1条を加える。

（2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料等）
第49条の3 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産
業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けようとする者又は同条第7項の規
定により当該特例の認定に係る事項の変更の認定を受けようとする者は、
申請の際、別表5に定める手数料を納付しなければならない。

- (4) 別表6中「第49条の4」を「第49条の5」に改め、同表を別表7とす
る。
- (5) 別表5中「第49条の3」を「第49条の4」に改め、同表を別表6とし、
別表4の次に次の1表を加える。

別表5（第49条の3関係）

手数料の種類	手数料の額
2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る 特例認定申請手数料	1件につき 147,000円

2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る 特例認定事項変更認定申請手数料	1件につき 134,000円
--	----------------

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定等の事務に係る手数料を定めるとともに、所要の規定整備を行うため、本案を提出する。